

香川県消費生活条例の改正概要

平成17年4月1日施行

「香川県消費者保護条例」は、県民の消費生活の安定と向上を図ることを目的として昭和50年に制定され、これまで、消費者保護基本法(昭和43年法律第78号)をはじめ、消費者関連法などあいまって、消費者の利益の擁護と増進に関する施策(以下「消費者施策」という。)が推進されてきました。

近年、技術の進歩や経済の成長等によって、商品やサービスの高度化、大量化が進み、規制緩和の進展や環境問題の高まり、さらには食品の不当表示による消費者の信頼の低下など、消費者を取り巻く環境が大きく変化しています。

また、県に寄せられる消費者からの相談件数は、毎年増加し、その内容も高齢者や若者をねらった悪質商法などますます複雑化・多様化しており、条例制定時と現在ではその状況も様変わりしています。

こうした中、消費者保護基本法は、平成16年6月、消費者基本法に題名が改められるとともに、その内容も大幅に改正されたことから、県民の消費生活の安定と向上の一層の確保を図るため、香川県消費者保護条例を改正しました。

● 条例改正の概要

題名を改正します。

改正後の条例では、消費者の立場を「保護される者」から「自立した主体」に転換し、消費者の権利の尊重とその自立の支援を基本として、県民の消費生活の安定と向上を図ることから、題名を「香川県消費者保護条例」から「香川県消費生活条例」に改めます。

消費者施策の推進に関する基本理念の規定を新設します。

消費者施策の推進に関し、基本理念として、消費者の権利の尊重とその自立支援、事業者の適正な事業活動の確保と消費者の特性への配慮、高度情報通信社会の進展への的確な対応、環境の保全への配慮に関する規定を設けます。

市町に対する協力等に関する規定を新設します。

県は、市町が実施する消費生活の安定と向上を図るための施策に協力するとともに、消費者施策を推進するため必要があるときは、国又は他の地方公共団体と連携を図るとともに、情報の提供、調査の実施その他の協力を求めます。

事業者の責務等の規定を改正します。

- (1) 事業者は、その供給する商品及びサービスについて、次に掲げる責務を有します。
 - ① 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
 - ② 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
 - ③ 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。
 - ④ 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。
 - ⑤ 県が実施する消費者施策に協力すること。
- (2) 事業者は、環境の保全に配慮するとともに、商品及びサービスについて品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければなりません。
- (3) 事業者団体は、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めます。

消費者の役割等の規定を改正します。

- (1) 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して知識を修得し、及び、必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければなりません。
- (2) 消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければなりません。
- (3) 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の自主的な活動に努めます。

計量の適正化の規定を新設します。

事業者は、消費者が事業者との間の取引に際し計量につき不利益を被ることがないようにするため、適正な計量を実施するよう努めなければなりません。

規格等の適正化の指導等の規定を改正します。

知事は、規格、計量、広告その他の表示及び包装の適正化を図るため特に必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができます。

不当な取引行為の種類等を追加します。

- (1) 電子メールその他の電気通信を利用して一方的に反復して広告宣伝等を送信することにより消費者の自発的な意思形成を妨げ、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為を禁止します。
- (2) 消費者の利益を不当に害することが明白であるにもかかわらず、与信契約等*の締結を勧誘し、若しくは締結させ、又は与信契約等に基づく債務の履行を迫り、若しくは債務を履行させる行為を禁止します。

*
与信契約等とは、消費者が商品の購入やサービスの提供を受ける場合に、その対価の支払が一定期間猶予されるクレジット契約などの契約のことです。

啓発活動の推進の規定を改正します。

県は、消費者の自立を支援するため、消費者に対する啓発活動を推進するとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策の推進に努めます。

苦情の処理等に関する規定を改正します。

- (1) 知事は、消費者と事業者の間の取引に関し生じた苦情（消費者苦情）の申出が消費者からあった場合において、必要があると認めるときは、その内容を調査し、当該消費者苦情が適切かつ迅速に処理されるよう、事業者団体、消費者団体その他関係機関との連携及び協力に努めるとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 知事は、消費者苦情の解決を図るため、香川県消費生活審議会のあっせん又は調停に付することができます。
- (3) 県民は、消費者の利益が害され、又はそのおそれがあるときは、知事に対し、必要な措置を求めることができます。

香川県消費生活審議会に関する規定を新設します。

知事の諮問に応じ、消費者施策の計画的な推進に関する事項その他の重要な事項について調査審議し、消費者苦情についてのあっせん等を行わせるため、香川県消費生活審議会を置きます。

香川県政策部県民参画課

〒760-8570 高松市番町4-1-10

TEL 087-832-3175 FAX 087-835-9402